

芦屋市条例第 3 2 号

芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市立幼稚園の設置及び管理に関する条例（昭和 3 9 年芦屋市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第 2 条関係）		別表（第 2 条関係）	
名称	位置	名称	位置
芦屋市立宮川幼稚園	芦屋市浜町 1 番 2 0 号	芦屋市立宮川幼稚園	芦屋市浜町 1 番 2 0 号
芦屋市立岩園幼稚園	芦屋市岩園町 2 4 番 3 号	芦屋市立岩園幼稚園	芦屋市岩園町 2 4 番 3 号
		<u>芦屋市立小槌幼稚園</u>	<u>芦屋市打出小槌町 1 5 番 7 号</u>
		<u>芦屋市立西山幼稚園</u>	<u>芦屋市西山町 2 2 番 1 5 号</u>
芦屋市立潮見幼稚園	芦屋市潮見町 1 番 3 号	芦屋市立潮見幼稚園	芦屋市潮見町 1 番 3 号

附 則

この条例は、令和 1 0 年 4 月 1 日から施行する。